

# 北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会 (第1回)

## 議 事 録

日 時：2019年7月24日（木）午後3時開会  
場 所：道庁本庁舎地下1階 危機管理センターB

## 1. 開 会

○事務局（伊賀） ただいまから、北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます北海道消防学校副校長の伊賀と申します。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 挨拶

○事務局（伊賀） それでは、開催に当たりまして、北海道消防学校長の藪本からご挨拶を申し上げます。

○藪本北海道消防学校長 消防学校長の藪本でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、遠路からお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

平素より、当校の消防教育の推進につきましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、近年の消防隊を取り巻く環境を見ますと、消防職員の大量退職に伴う若年層の増加等により、災害対応力の低下が懸念されているところでございます。

道内でも、平成28年度に連続して本道を含めました台風の影響による豪雨災害や昨年の胆振東部地震など、災害の態様も大規模・複雑多様化の様相を強めております。

このような状況の変化を踏まえ、今後、北海道消防学校に求められる教育訓練のあり方や防災・減災活動に向けた役割、それらに伴う施設のあり方等について、将来に向けての検討を行っていく必要がございます。

道といたしましては、消防関係者や防災専門家の皆様からご意見をお聞きして、これからの消防学校の教育訓練や施設のあるべき姿につなげていくことが重要だと考えているところでございます。

本日お集まりの皆様で構成された検討会を開催することとして、皆様には構成員やオブザーバーとして参画していただき、この検討会は、会議の規定による懇談会に位置づけられておりますが、私たちが皆様のご意見をお聞かせいただく貴重な機会と考えておるところでございます。

会議につきましては、今回を含め、3回の開催を予定させていただいておりますが、皆様には、開催の趣旨をご理解いただき、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと考えておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

## ◎出席者の紹介

○事務局（伊賀） 本日、ご出席いただきました構成員の皆様、そしてオブザーバーの皆様を私から席順にご紹介させていただきます。

まず、構成員からご紹介させていただきます。

札幌市防災協会の細川防災・危機管理専門官です。  
続きまして、日本赤十字北海道看護大学の根本教授です。  
続きまして、総務省消防庁消防大学の近藤調査研究部教授です。  
続きまして、札幌市消防学校の輪島学校長です。  
続きまして、函館市消防本部の佐々木次長です。  
続きまして、苫小牧市消防本部の寺島次長です。  
続きまして、小樽市消防本部の土田消防長です。  
続きまして、旭川市消防本部の吉野消防長です。  
続きまして、釧路市消防本部の臺丸谷消防長です。  
続きまして、北海道消防協会の林常務理事です。  
続きまして、オブザーバーの皆様をご紹介します。  
北海道市長会事務局の野宮参事です。  
続きまして、第一管区海上保安本部警備救難部の寺中救難課長です。  
続きまして、陸上自衛隊北部方面総監部防衛部防衛課の飯干 1 等陸尉です。  
皆様、本日はどうぞよろしくお願いたします。

### 3. 消防学校の現状の説明

○事務局（伊賀） それでは、お手元に配付させていただいております資料について確認をさせていただきます。

まず、配席表と、あとは、資料の塊で、北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会（第 1 回）次第でございますけれども、この資料につきましては、次第の下に今回の出席者の名簿を添付してございます。資料につきましては、また、次第の下のほうに記載させていただいておりますが、会議資料として資料 1 から資料 6、ページにいたしますと、1 ページから 13 ページまでとなります。

さらに、参考資料といたしまして、当検討会の要綱、また、さきに開催されました議会での開催状況を添付させていただいております。ページで言いますと、14 ページから 19 ページが参考資料となっております。

配付漏れなどはございませんでしょうか。よろしいですね。

それでは、座長の選出に入りますが、14 ページに添付させていただいております今回の検討会開催要綱………大変緊張しております。順番を一つ飛ばしてしまいました。皆様、申しわけございません。

資料で申しますと、資料の 1 番をごらんください。

資料 1 は、本会議、北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会についてでございます。

1 番の開催目的につきましては、今後の消防学校の教育訓練等のあり方について参考とするためにご意見をいただき、また、意見交換を行うということでございます。

根拠としましては、点線の枠で囲ってございますけれども、「附属機関等の設置又は開

催及び運営に関する基準」、これが道の基準でございますけれども、この中で懇談会という位置づけになってございまして、行政運営上の参考に資するために有識者等の参集を求め、意見聴取、意見交換、懇談等を行う場で、機関としての意思決定は行わないというものでございます。

所掌事務といたしましては、2番の(1)から(6)にございますけれども、教育訓練等のあり方、今後、消防学校に求められる役割、上記を踏まえた施設整備のあり方、組織体制のあり方、札幌市消防学校との連携、その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事としてでございます。

今後の進め方ですけれども、先ほど、学校長の挨拶にもございましたように、9月までに、本日を含めて3回の会議を開催しまして進めていくということでございます。

第1回目が7月24日、本日で、今回につきましては、消防学校の現状の把握、課題などについての意見交換ということでございます。

第2回目に関しましては、今、この資料の中では8月中から9月上旬となっておりますけれども、今、事務局では8月23日金曜日の開催を予定させていただいております、ご出席などにつきましては、また、別途、皆様にご依頼をしたいと考えてございます。

2回目につきましては、今回の意見を踏まえ、事務局で整理した課題に基づき、消防学校のあり方の方向性についてご意見をいただくという場にしたいと考えてございます。

第3回目は、9月下旬から10月上旬を予定してございます。当初、3番の進め方の頭で、9月末までに3回開催するというふうに誤って記載をしております。申しわけございません。10月の中旬までに3回の開催をしたいというふうに考えてございます。

3回目につきましては、2回目までの課題のあり方の方向性など、こういった意見を踏まえて、私ども道で整理する北海道消防学校の教育訓練等のあり方の方向性について意見交換をいただきます。

矢印の下に四角い枠で囲んでございますけれども、3回の検討会の終了後、道で北海道消防学校の教育訓練等のあり方の案を作成いたしまして、それに基づき、教育訓練の内容や必要な施設の整備、こういった検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

スケジュールなどにつきましては、以上でございます。

それでは、続きまして、座長の選出に入ります。

資料の14ページに添付させていただいております検討会開催要綱の第4条第1項に基づきまして、構成員の皆様の互選により選出とさせていただいておりますが、いかがでございましょうか。

○吉野 旭川市の吉野でございます。

座長ということでございますけれども、北海道胆振東部地震の災害検証委員会の委員でもありました札幌市防災協会の細川防災・危機管理専門官を推薦したいと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。

○事務局(伊賀) 今、吉野消防長から細川様を推薦するご発言がございましたが、細川

様に座長をお願いすることとさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(伊賀) それでは、細川様、お引き受けいただけますでしょうか。

○細川 はい。

○事務局(伊賀) ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、座長をお願いをいたします。

細川様、どうぞよろしくお願ひいたします。

○細川座長 座長のご指名をいただきました札幌市防災協会の細川と申します。

よろしくお願ひをしたいと思います。

何分ふなれでございますので、皆様方のご協力をいただきながら、今回の検討会は、意見交換の場ということで、何か難しい議題をまとめるという場ではなくて、活発な意見交換、さまざまなアイデアを出すというような場になるのかなと思いますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

皆様方のご協力を得ながら進行してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、これよりお手元の次第、資料に従って進めてまいりたいと思います。

まずは、3の消防学校の現状の説明を行っていくということでございますが、教育訓練の内容、施設の状況、教員組織について、一括で事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(伊賀) それでは、資料2に基づきましてご説明させていただきます。

ページは、資料の2ページから6ページまででございます。

途中で画像や映像なども見ていただきながら説明をさせていただきたいと思います。

資料2の北海道消防学校の現状でございます。

初めに、設置目的です。

北海道消防学校につきましては、消防組織法、そして北海道消防学校条例、こういった規定に基づきまして、道内の消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために、昭和23年10月に北海道が設置した教育訓練施設でございます。

括弧書きにございますけれども、江別には昭和40年12月に移転をしているということでございます。

その下に、枠で囲んでございますが、消防組織法第51条第1項でございますけれども、特段の事情がある場合を除いては、消防職員、そして消防団員の教育訓練を行うため、都道府県は消防学校を設置しなければならないということで、これで都道府県に設置が義務づけられています。

その下の第4項でございます。

第51条第4項で、消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保する必要があるということでございます。法律では、確保するように努めなければならないというふうに書かれております。

消防庁の基準、国の基準につきましては、教育訓練の基準、そして、施設、人員及び運営の基準がございます。

それでは、その下の1の教育訓練を説明させていただきます。

教育訓練につきましては、詳細は、後ほど別途、資料3のほうでもご説明をさせていただきます。

(1)の教育訓練の内容でございます。

消防学校では、教育訓練の基準に準拠しまして、消防職員を対象とした「初任教育」や「専科教育」、「幹部教育」、道独自の「特別教育」を実施するとともに、消防団員を対象とした教育訓練も実施してございます。

主な教育の説明につきましては、後でも説明させていただきますので、さらっと説明させていただくと、初任につきましては基礎的な教育訓練、専科につきましては特定分野に関する専門的な教育訓練、幹部教育につきましては管理運営に係る教育訓練、特別教育につきましては北海道独自の教育訓練というふうになってございます。

その下の表は、平成30年度の教育訓練の実績でございます。

主なポイントについてお話しさせていただきます。

初任教育ですが、期間は5カ月で、下のほうにあるように、前期、後期の2期に分けて実施ということで、前期と後期、各5カ月でございます。

人数については、前期と後期を合わせて235人、内訳は、前期が141人、後期が94人となっております。初任教育の定数は各128人でございますので、各道内消防本部の要望もありまして、前期につきましては定数を上回る人数を受け入れしているという状況でございます。

続きまして、専科教育で、6科ございます。

まず、警防科です。

警防科は未開催で、これにつきましては、平成30年9月に予定していた教育ございまして、胆振東部地震により30年度は中止となっております。

次に、救助科です。

これも年2回の教育で、5月と9月なのですが、胆振東部地震により、2回目の9月の予定がなくなって、1回、21日間、42人の受け入れをしているということです。

続きまして、救急科です。

これは2回、各33日です。140人を2回で受け入れしております。

救急科につきましては、定数が1回当たり60人ですので、定数ベースで言うと、60掛ける2で120人なのですけれども、要望が非常に多くて、定数を超える140人を70人、70人とし？、定数60、60に対して、70、70の受け入れをしている状況でございます。

火災調査科、予防査察科、危険物科につきましては、ご参照ください。

下のほうの表になります。

幹部教育につきましては、1回、8日間、43人を受け入れしています。

特別教育につきましては、ポンプというのは、ポンプ操法指導員課程というものでございます。これは50人です。

はしごというのは、はしご自動車運用でございます。これが27人です。

都市型というのは、都市型救助でございます。28人です。

水難というのは、水難救助でございます。8人です。

そして、MC、これはMC関係特別教育というもので、ビデオ硬性喉頭鏡や処置拡大2行為の講習を行う336名を受け入れしているという状況でございます。

そのほか、消防団員の教育として、幹部教育、基礎教育、女性教育といったことを行っております。

1枚めくっていただいて、資料の3ページでございます。

(2) 教育訓練に係る消防を取り巻く環境ということで、①から、以下⑤まで五つの環境変化の要因を記載してございます。

まず、①は、国の教育訓練基準の改正でございます。

平成27年3月の改正で、安全管理や実科訓練など災害現場における対応能力を養うため、あるいは、緊急消防援助隊の制度や活動内容に関する教育訓練、こういったものが拡充され、あわせて、予防査察や違反処理に関する教育訓練の充実が図られたということでございまして、背景にあるのが、その下でございます。

ベテラン層の大量退職等に伴う経験不足の若年層が増加しているということ、これはもう、全道、全国ともに同じ状況でございます。

それと、火災件数等が減少して若年層の現場経験が減少傾向にある、こういったことで、安全管理を含めた災害対応力の低下が懸念されているということを背景に、基準が改正されております。

その下の表でございますが、消防職員の退職者の状況（道内）です。

これは平成10年度から平成30年度まで20年間の退職者の推移でございます。20年前、10年度から12年度の平均でございますけれども、158名の退職者が、ピークは、25年度と26年度に420名にまでなり、現在は、30年度が227名というような推移をしています。それに伴いまして、平均年齢も、平成29年に38歳、現在は38歳ですけれども、その10年前の平成19年には41.6歳と、10年間で3.6歳ほど職員の平均年齢が若くなっているということです。

続きまして、その下の表は、近年の火災件数（道内）です。

これは、火災件数の平成21年度から30年度までの10年間の推移でございます。21年度と30年度を比べると、660件ほど火災が減っているという状況です。

次に、その下は、災害の複雑多様化・大規模化ということでありまして。

災害の態様が複雑多様化している、加えて、大規模化、そして、緊急消防援助隊派遣時の活動も含めまして、今、より高度な活動が消防に求められているということです。

その下の表が、道内消防が緊急消防援助隊を初めとした広域活動に参加した主な大規模な災害ということで、記載をさせていただいております。ご参照ください。

緊急消防援助隊についての説明をその表の下でさせていただいておりますけれども、緊急消防援助隊とは、消防庁からの要請に基づきまして、被災した都道府県に応援出動する他都道府県の消防隊でございます。

市町村に設置されている消防の活動が、その枠を超えて、その都道府県内、そして全国へと広域化した活動の場になっているということです。

次の要因として、②救急需要の増加があります。

これは、救急需要の増加に伴って、救急救命士資格者の養成や、救命率を高めるための救急業務の高度化、これが行政課題の一つとなっているということです。

その下の表につきましては、救急対応件数（道内）でございます。

単位は1,000件です。これも10年の推移ということで、平成20年度には20万5,000件、それが29年度には25万3,000件ということで、20年度から29年度で、4万8,000件ほど増加しているという状況でございます。

続きまして、4ページでございます。

次の要因が、③予防業務の専門化・高度化でございます。

高齢者施設や有床診療所での火災など、これまで経験のなかった態様の火災の発生を受けた消防法令の改正、こういうものに伴って、予防業務の高度化、専門化が進んでいるということです。

そして、四つ目の要因として、④自主防災組織等による地域防災力の強化がございます。

全国的にも、災害が大規模化、複雑多様化しており、この中で、自助、共助による地域防災力の強化が求められているということで、北海道においても、胆振東部地震の検証委員会において、自主防災組織による地域防災力の強化が必要であるという旨の提言を受けております。

提言内容、避難行動に関する一部抜粋でございますけれども、住民などが適時的確に避難をするために、日ごろから自主防災組織による防災活動を通じて、地域防災力の強化が必要、道は、自主防災組織の組織率を高めるとともに、自主防災組織における意識の向上と活動の活性化、こういったことが図られるように、市町村と連携して取り組む必要があるというような提言を受けてございます。

その下の表につきましては、都道府県の消防学校における自主防災組織への教育訓練の状況です。

カリキュラムに組み入れて定期的を実施をしているのが17団体ございます。17自治体です。そして、受入体制、これはその上に記載があるように、北海道消防学校の自主防災組織からの要望に応じて、その都度、教育訓練を実施する体制、こういったものでございます。この9に北海道は入ってございますけれども、そういう団体が9で、無実施の団体につきましては、21という状況でございます。



続きまして、⑤札幌市消防学校との連携です。

平成26年9月、北海道・札幌市消防連携強化連絡会議を設置してございます。

これは、将来を見据えた道内消防力の充実強化を図るための連携、こういったことについて検討を進めて、その会議の中で、両消防学校が教育検討部会という部会を構成してございますけれども、道消防学校においては、これまで、札幌市消防学校と初任教育の合同訓練、大規模災害広域応援指揮課程の共同実施などを行ってきております。

また、平成29年7月には、道知事と秋元札幌市長によります北海道・札幌市行政懇談会におきまして、消防学校間の連携について、北海道全体の消防力、災害対応力の向上に向け、精力的に協議を進めるといったことが示されております。

教育訓練についての説明は以上でございます。

この後、東村主任講師から、画像を使って説明いたします。

よろしく申し上げます。

○事務局（東村） それでは、東村と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、こちらの画面をごらんください。

各教育における教育訓練等実施要領についてご説明をいたします。

最初に、初任教育の訓練でございます。

一番右手の写真については、補助訓練塔を使っての放水訓練になってございます。

それと、屋内と屋内訓練場におけるはしご訓練、その詳細については、毎年、卒業の3日前に、実科査閲が置かれておりますので、各……、このようにして……させるものでございます。

それと、左側の上の写真になりますけれども、ここについては、江別市の旧職員公宅を借り受けまして、ここで実質的な訓練、実際の建物を使いまして、訓練を行っている状況になってございます。

下については、トータルの訓練風景でございます。

それと、実火災対応訓練ということで、これは夕張市に赴きまして、簡易的なコンテナを改良いたしました訓練施設を使いまして、熱体験、そして、煙の体験を各初任教育で実施しているところでございます。

これも初任教育ですけれども、山岳活動訓練とあって、ヘリと連携した訓練、道の防災ヘリも来ていただきまして、その中で訓練を実際に行っているという状況でございます。

なお、一番左の写真になりますけれども、この写真については、各負傷者の搬送訓練を実施しているところでございます。

これは、専科教育、警防科になります。

警防科については、小隊長を育成することを目的といたしまして訓練を実施しているところでございます。

一番左側のこの写真については、これはシミュレーションということで、机上訓練を実施しているところでございます。

あとは、………で………公宅と訓練塔を使った活動訓練を実施しているところでございます。

これは、予防査察科の………助言、これは実際に寮を防火対象物に見立てまして、違反処理………ですね。違反処理をつくりまして、そして、立入検査要領、それと違反の処理要領を実習している状況でございます。

これは、危険物科でございます。

危険物科にあつては、大学の教授をお招きいたしまして、各危険物の特性について実験をしているところでございます。

あとは、移動タンク貯蔵、タンクローリーを用いまして、これも立入検査要領、それと、違反処理要領を実習している状況でございます。

続きまして、火災調査科です。

火災調査科にあつては、………家屋、これを中に家具、ストーブ等を入れまして実際に燃焼させまして、それで火災原因をつくり、その火災原因の調査要領等を実習しているところでございます。

救急科です。

救急科にあつては、最近、ドクターヘリと防災ヘリ等の連携がございますので、このような事例ですね、道の防災ヘリを………ヘリポートなどがございますので、そこで地域主体で、このような形で救急の引き継ぎ要領、それと搬送要領を訓練しているところでございます。

救助科です。

救助科にあつては、実際に交通事故車両等の救出訓練等がございますので、こういう訓練、車両を用いまして、実際に救助・救出訓練を実施しているところでございます。

なお、右手後ろの写真については、これも実際の震災等の瓦れき等、あとは座屈建物というのがございますが、その救助訓練を実施しているところでございます。

幹部科の教科目になります。

幹部科にあつては、係長職以上の職員を対象にした教育訓練でございます。

主に、人事管理業務だとか、災害現場指揮要領のカリキュラムを組んでいるところでございます。

それと、幹部科の訓練がございます。

実際に、現場指揮本部を設定いたしまして、現場指揮要領を………ですね。このあたりの詳細については、多重衝突事故を想定しました………による訓練を実施しているところでございます。

続きまして、特別教育の都市型救助課程です。

これについては、ザイルロープを活用いたしまして、特に山岳活動の救助を実習するところでございます。

水難救助課程です。

これについては、江別市の野幌総合運動公園のプールに行きまして、まず、基本的な泳法、それと潜水要領を実施してございます。

後に、札幌市の豊平川に行きまして、今度は急流救助の關係を実施しています。それと、右の写真については、小樽等に行きまして、海上保安本部、それと小樽市、石狩北部の消防の水難救助隊のご協力を得まして、訓練を実施しているところでございます。

続きまして、消防の装備、訓練の強化、充実で、昨年度、国の総務省消防庁からオフロードバイク、そして、ドローン等が当学校に貸与になってございまして、昨年度から、このドローン講習、それと、オフロードバイク講習を実施しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○事務局（伊賀） 続きまして、資料4ページにまた戻っていただきまして、2番の施設について説明をさせていただきます。

詳細については、これも後ほど資料4-1、4-2で別途説明をさせていただきます。

(1) 設置場所等ですけれども、江別市中央町、敷地面積は4万9,118平米です。立地の特性としまして、四つほど点で書いていますけれども、訓練に必要な十分な敷地、あるいは、札幌市に隣接、高速道路インターからの距離、非常にアクセスがよい、近隣住民から訓練の騒音などについて一定の理解があるなどが挙げられます。

(2) 施設の整備状況です。

昭和40年に新築された後、順次整備が行われているということで、4ページ、5ページにもわたってございましてけれども、築年順に施設を並べております。まず、校舎については昭和40年、築後53年が経過している状況です。

続きまして、5ページの寮舎です。

寮舎は二つありまして、北というのが一番下に出てきますけれども、西寮舎、これが昭和49年に建築されていまして、本年度、耐震改修工事の予定でございまして。

それ以降の建物については、表をご参照ください。

その下の①校舎・寮舎の状況について説明をさせていただきます。

校舎は、建築から53年が経過し、全国の都道府県消防学校の中で最も古く、寮舎についても、西棟は43年が経過し、ともに老朽化が進んでいます。平成29年度に耐震診断を実施しましたが、この校舎、寮舎西棟ともに、耐震性には疑義があるという判定を受けています。

このため、寮舎については、先ほど申しましたが、今年度中の完成を目指して、耐震改修工事、そして、長寿命化工事の準備を進めているところですが、校舎については、基礎部分の構造上、耐震改修工事が困難であるというふうに判断されておりまして、そういった状況を踏まえて、整備の検討を進めているところでありまして、早期の具体化が必要になってくるという状況です。

②訓練施設の状況です。

平成27年3月の教育訓練基準、これとともに改正されました消防学校の施設等の基準、

これで新たに備えるべき施設、これに加えられた実践的訓練施設、こういったものが道消防学校には整備されていない状況でございます。

三つほどございまして、模擬消火訓練装置、これは、A F T装置と呼ばれるものです。続きまして、実火災体験型訓練施設、最後に、震災訓練施設というものでございます。

これにつきましても、説明後、実際に画像を見ていただいて、うちの東村主任講師から説明をさせていただきます。

次に、③教育訓練以外の機能ということで、現在、道の消防学校は、緊急消防援助隊の野営場所として指定をされている、また、江別市の避難所に指定されているということでございます。

その下に参考として、胆振東部地震においての実績ということで、広域消防応援隊、これは道内の応援です。そして、道外からは緊急消防援助隊が道消防学校に集結をしたということでございます。終結した後、活動をされたわけですけれども、この活動につきましても、後ほど資料4-2の中で説明をさせていただきます。

私からは以上です。

次に、映像をまたごらんください。

○事務局（東村） それでは、ご説明をします。

これは、消防学校施設の全景でございます。

右方のほうが西棟、それと、左側のほうが東方向になってございます。

手前側については、訓練塔、補助塔がでございます。

上のほうについては、校舎等になってございます。

では、校舎の配置になってございます。

こちらに正門がございまして、右、左手側、そして校舎、それと屋内訓練場、奥には訓練塔、それと正門から入りまして上側になりますけれども、こちらのほうには校舎、それと北辰寮の西棟、それと北棟、それと体育館兼講堂が配置されているところでございます。

校舎の全景でございます。築53年になってございます。

次に、校舎平面図でございます。

管理施設でございますけれども、管理施設については1階になってございます。

向かって左手側の棟については、救急棟になってございます。

校舎2階については、学生の施設ということで第1教室から第4教室、化学実験室、それと図書室が配置されてございます。

なお、1階の右手側になりますけれども、トレーニングルームが併設されております。

校舎正面玄関になります。

校舎の1階の廊下のところでございます。

次に、校舎第1教室がでございます。

この教室にあつては、おおむね80名の学生がございまして、下のほうは講義風景です。机についても、スクール形式になってございます。

これは、第3教室になってございます。主に専科教育、それと消防団教育に使わせていただいております。

下の写真については、女性消防団課程のDIGの訓練風景でございます。

校舎視聴覚教室、これについては、初任教育について二つのクラスで講義を行っているものですから、ここを使っております。おおむね74名入れるというような定員でございます。

校舎化学実験室、これについては、専科教育について実験、実習をしているところでございます。

図書室です。校舎の2階に図書室がございます。

トレーニングルームは、校舎に併設されているトレーニングルームでございます。おおむね15名から20名ほどの学生を収容できるようになってございます。

校舎教材庫、これも校舎に教材庫がございまして、ここに訓練用資機材等を収納するところでございます。

校舎1階に保健室になっています。

校舎では、職員室もございます。

寮舎にあつては、西棟、これが古い部分でございます。北棟と二つございます。あとは、下の寮室が4人部屋になってございます。

この写真に撮っている方向のほうに、もう一つ、対面で同じような感じで机がございませぬ。

真ん中の写真は、おおむね160名と一緒にございませぬ。

あとは、2階、3階に娯楽室を設けております。

屋内訓練場については、平成26年に耐震工事が終了してございませぬ。

ここで、雨天、冬期間の各種訓練を実施しているところでございませぬ。

訓練棟、訓練補助棟、これについては、訓練棟は地上12階、地下1階、補助棟にあつては、地上8階建てになってございませぬ。

訓練家屋兼車庫ということで、これについては、各消防車両を収納しているところでございませぬ。

講堂兼体育館、これについては、初任教育クラスへの入校式、卒業式、それと体育行事、あとは合同的な授業をやる場合にここを使用するものでございませぬ。

校舎救急棟、これについては、平成5年に新築してございませぬ。……されまして、1階が実習で、2階が講義、それと実習ができるような部屋を設置してございませぬ。

これらが1階の実習訓練棟の様子です。

ここに、救急車が入ってございませぬけれども、これは、現場を想定しまして、現場から救急車に収容する、それと、救急車から今度は病院に収容するという訓練を実施できるようになっております。

救急棟の2階の……になります。

これは、学生最大72名が講義を受けるようになってございます。

これも救急棟実習室でございます。

これも、実習用ができるようになっております。

先ほど初任教育、専科教育が実際の建物等を学校の施設にあるのですが、実際の建物、共同住宅の火災を想定した訓練を江別市の旧職員住宅を使いまして実習してございます。

それが社協施設ということで、写真の赤いれんがの建物がその施設になってございます。

それでは、次に、実践的訓練施設ということで、これについては、模擬消火訓練装置、………AFT、実火災体験型訓練施設、ホットトレーニング、あとは、震災対応訓練施設ということで、この震災対応訓練施設については、これは、瓦れき下とか座屈建物を想定しました閉鎖空間における救助、CSR、それと閉鎖空間における医療CRMの訓練ができる施設になってございます。

このトレーニングについては、熱気体験、それと、煙体験、それと煙と空気の間層を見られるのですね。中性帯と言いますけれども、それを確認する訓練になってございます。

また、模擬消火装置訓練については、プロパンガスバーナーで火災を発生させまして、実際に放水ができる装置になってございます。

これがAFTの装置になってございます。実際に火をつけまして、消火ができるという形になってございます。

ここに、システムの特徴を挙げております。

これが訓練施設の概要です。

2階建てで、後ろのほうに………だとかが………でございます。

これが、福島県の消防学校の消防訓練施設内のAFTを設置している状況でございます。

AFTというのは、炎と煙の体感を把握できるシステムと言われてございます。容易に火災を再現できて、火災と煙を自在にコントロールできるので、いつでも実践的な訓練ができる施設になっております。

次に、実際のAFTの燃焼実験についてお示しします。

これは、その………プロモーション、消防学校の模擬消火訓練装置になっています。

これは、外気温………でございます。

映像は以上でございます。

続きまして、実習に………する………ということで、実火災体験型訓練室、この施設は、実際、火をつけまして、中で木造パレットを燃焼させまして、煙と熱を体験する施設になります。

………におきましては、夕張市において、コンテナ等を改良いたしまして、この訓練を実施しているところでございます。

これがホットトレーニングの概要になってございます。

これは、山口県の実火災体験型訓練施設になってございます。

次に、震災訓練施設、これについては、瓦れき救助、それと座屈建物の救助………CSR

Rと言いますけれども、これを訓練できる施設になってございます。

これについては、香川県の消防学校の訓練施設でございます。

……については、瓦屋が多いですので、瓦の面を実際につくりまして、そこに閉じ込められた、あとは、こういうコンクリートの型枠もつくりまして、いろいろな形で組み合わせながら、いろいろな災害想定をつくりまして、救出、救助訓練を実施していくというようになってございます。

これも山梨県の消防学校……でございます。これも、いろいろな形がございまして、各消防学校が工夫しながら、こういう回避、救助の施設をつくっている……でございます。

あとは、このコンクリートでできております。なかなか動かせないというものがございまして、ただ、和歌山県の消防学校については、こういうユニット型のものを……いろいろなことを融合化するような形、いろいろな形を組み合わせるような形で訓練ができるようにしているところでございます。

あとは、土砂、砂の……これも施設の中につくりまして、……状態をつくって、……救助、救出することに資するものでございます。

これは、富山県の消防学校の施設になっております。このうち、いろいろなものを組み合わせながら訓練に資するという形になってございます。

あとは、今、結構CSRの訓練が各地で行われてございます。結構、いろいろな消防……集まりまして、訓練をしている状況でございます。

これは、東京消防庁の第八消防方面本部の施設になってございます。

右の写真が瓦れきの訓練施設で、下が実火災体験型の訓練施設、これが、……でございます。

これは、富山県消防学校の訓練施設です。

これは、建物内の……を回しまして、冬期に熱や気流体感ができまして、これの反映処理したものを完備されている施設でございます。

続きまして、広域応援部隊の活動というので、平成30年度北海道胆振東部地震で、昨年、道消防学校に道央地区の部隊が集結いたしまして、その集結……となつてございます。

その数カ月前に、一度、こういう集結訓練を行いまして、この記憶が生かされまして、……まして、このような形になったものでございます。

あとは、部隊を集結して一時集結場所、それと作戦会議、それと給油等を行いまして、ここから被災地に向かったという状況になってございます。

これについては、緊急消防援助隊、これは横浜市の消防……が道消防学校のほうの教育訓練場で1回集結しまして、そこから移動をしたものでございます。

○事務局（伊賀） それでは、引き続き、資料に戻らせていただきます。

その前に、資料の文言の修正をお願いいたします。

資料の2ページでございます。

上段にある枠で囲った消防組織法の説明をした部分ですが、その中の4号です。消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保する必要があるとしておりましたが、確保するように努めなければならないというように、法律の文言のとおり資料も訂正をいただきたいと思います。

それでは、6ページに戻っていただきまして、最後に3の学校の教員組織について説明させていただきます。

まず、(1)現状、30年度の状況と消防庁基準の教員の人数の比較の表です。

国の消防長の教官の基準を下に説明書きをしておりますけれども、人員の基準は1年度内で最繁忙期の学生数を基準に算出すると改正されております。

改正前は年間平均の在籍学生となっております。国の基準は、表の一番右側ですが、16名となっております。ただし、現状、30年度におきましては、14名の教員ということで、国の基準と2人の乖離ある状況でございます。

次に、(2)の道職員教員と市町村派遣教員の割合でございます。

道消防学校におきましては、基幹を担う道職員教員と豊富な現場経験を有する派遣職員が連携して学生の教育訓練に当たっております。

これも、平成30年度においてですが、道職員教官が8名、市町村教官が6名という現状になっております。

詳細の分析などにつきましては、後ほど資料5で説明させていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○細川座長 今、事務局から、消防学校の現状について教育訓練施設、施設、教員組織についてのご説明がありましたけれども、皆様方から何かご質問等はございませんか。

○吉野 3点ほど質問させていただきます。

資料の4ページの自主防災組織等による地域防災力の強化ということで、提言の内容はもともとで、私も共通の認識でおります。

そこで、道消防学校の現状ということで、自主防災組織からの要望に応じ、その都度、教育訓練を実施する体制、受け入れ体制となっております。これは、自主防災組織自体を学校で受け入れるという理解していいのでしょうか。

○事務局(伊賀) さまざまな形があると思いますけれども、各都道府県でいろいろな形でやられています。

今、当学校では、1日研修等ですけれども、その中身について、今後検証して、実施が必要かどうかを検討しなければならないと思っております。

○吉野 今までそういった要望や問い合わせはあったのでしょうか。

○事務局(伊賀) 年に何件かですけれども、自主防災組織自体は少ないのですが、町内会の役員の方が研修で来られたときに、1時間目は講義をして、2時間目は図上訓練をしてほしいとか、さまざまな要望に応えられる範囲で学校でさせていただいているところで



ございます。

○吉野 5ページの施設の関係ですが、校舎、訓練施設についてはこの資料でわかったのですが、訓練に必要な車ですね。消防車などです。救急車は先ほど出ていましたけれども、そういうものはどういう整備状況にあるのですか。

○事務局（伊賀） 訓練車両につきましては、随時、道費で更新の要求をしているのですが、なかなか思うように更新できない状況にあります。それに基づいて、道内の消防本部にお願いして、現場で更新されるような車で、比較的新しい消防自動車を譲り受けたりして訓練車両を確保しております。

○吉野 続いて、6ページの教員組織ですが、平成30年度と消防庁基準と比較ということで、実際に2名が〇〇になっております。

今年度については、最繁忙期というのがまだ出ていないのでわからないと思いますけれども、今年度も同じような状況が見込まれるのかということをお聞きしたいと思います。

○事務局（伊賀） 今年度は、寮の耐震工事があるものですから、講義のほうは収容人数を抑えているのですが、最繁忙期の人数についてはほぼ同じようになります。

○細川座長 そのほかにご質問等はありませんでしょうか。

○基丸谷 釧路市消防本部の基丸谷です。

先ほど旭川市の吉野消防長からの話に関係があるのですが、消防学校の教員については、現状の14名で十分対応できるということによろしいでしょうか。

○事務局（伊賀） ぎりぎりに対応をしているのが現状です。

国の基準でいきますと、16名というのは最繁忙期の教官の数を示しておりまして、マックスのときはフル出動で教官が活動しなければならない状況であります。その時期につきましては、特に余裕がない状況ですが、若干の波がございますので、その間に研修などを行っている状況でございます。

○細川座長 そのほかにご質問はありませんでしょうか。

○吉野 先ほどの少し重複するところがあるのですが、4ページの自主防災組織についてです。

17都府県でカリキュラムに組み入れて実施されているということが明示されておりますが、カリキュラムにどのように入っているのかということをご存じでしたら教えていただきたいと思っております。

こういったものを参考にしながらということで、今の体制で消防学校のほうで行かれるのか、それとも、これかカリキュラムに組み入れるような形なのか、現状もそうかもしれませんが、どのような教育訓練の内容を自主防災組織に対して消防学校様でしていくのかというお考えがあればお示しいただきたいと思っております。

○事務局（伊賀） 今後、自主防災組織に対してどのように教育を実施するかという検討となるわけですが、今、委員から出ました17校でカリキュラムを実施していると言いました。ただ、詳細に何校においてどういう状況でやっているのかということを含

把握しているわけではありませんが、学校の教官がやっている消防学校と防災センターが併設になっていて、防災センターと併任になっている職員がやっている場合があります。もしくは、県の外郭団体が委託を受けて実施しているという形式をとっているところがございます。さまざまのやり方でやっております。消防学校が専任でやっているところが全てということではありません。

また、その内容ですが、全国の消防学校の状況を見ますと、研修としては半日研修もしくは1日研修を実施しているところがほとんどでございます。

その内容につきましては、災害体験に基づく専門講師の講義、それから、気象等の基礎的な知識の講義、それから、災害対応における風水害もしくは地震災害のジャンル別の図上訓練のDIGや避難所運営訓練HUG、また、実災害を想定した災害シミュレーションですが、これも図上訓練でございます。想定をどんどん与えて、それに対してグループ討議をして対応を考えるという訓練です。最後に、教育救命の演習などを組み合わせた研修が多いということです。

○吉野 今ご返答いただいた内容でいきますと、図上、講義、もしくは救急のようなものがあると思いますけれども、消防学校のほうで、だからこそできることがあると思います。阪神・淡路大震災のときに、共助の形でさまざまな命が救われたということがあります。瓦れきからというのはちょっと難しいと思いますけれども、それと似たような実習型の訓練をやっているところはあのでしょうか。

○事務局（伊賀） 実災害に合わせた形でやっているところは、場所の違いはあるのかもしれないのですが、教育としてやっているところは、私が聞く範疇ではないです。

○細川座長 ほかにご質問等はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

#### 4. 意見交換

○細川座長 それでは4の意見交換に入っていきたいと思います。

まず、(1)の教育訓練のあり方について、消防庁の国の基準と比較した資料で、現在求められている対応などにつきまして、具体的に説明をお願いいたします。事務局からよろしく願いいたします。

○事務局 7ページ、資料3をごらんください。

教育訓練のあり方について、国の基準との比較です。

道消防学校におきましては、令和元年度消防職員に対して初任教育と専科教育と幹部教育という特別教育があります。

消防団教育につきましては、基礎教育、幹部教育、特別教育という1課程の……となっております。

続きまして、下の表をごらんください。

消防職員教育でございます。

横軸については、国の基準平成30年度の道消防学校の平成30年実績と、右の欄については、現状や課題を整理したものでございます。

初任教育につきましては、安全管理及び実践的な教育訓練を重視したカリキュラムの編成と、実践的な教育訓練を重視したカリキュラム編成、それから、札幌市消防局との顔の見える関係、合同訓練の拡充が必要ということです。

また、実践的訓練施設や資機材を使用した訓練が求められております。

次に、専科教育でございます。

ここについては、特殊災害科、准救急科については、……でございます。

特殊災害科については、中核都市では特殊災害の対応部隊を既に整備しているが、大半の市町村では部隊が整備されていないこと、また要望も少ないこと、また、NBC災害の講義について、警防科、救助科に振り分けて実施しているところでございます。

それから、准救急科については、非常備消防の職員等に対し、救急隊員の資格を付与する教育訓練であり、市町村の要望がないことから、未実施となっているところでございます。

警防科については、実践的な指揮能力を高めるためには訓練が必要ということです。

それから、予防査察科、危険物科、火災調査科にあつては、査察実習、……処理実習、火災調査実習、専門的な教育に力点を置いたカリキュラムの編成が求められるところでございます。

救急科については、救急隊員の早期養成が各消防本部で望まれているところであり、入校資格や実施時期等について検証する必要があります。

また、救助科についても、大規模災害を想定した指揮能力と現場を想定した高度な救助技術に力点を置いたカリキュラムの編成が求められているところでございます。

幹部教育については、国の基準の初級幹部、中級幹部、上級幹部を道消防学校では、幹部……に位置づけております。これについては、初級幹部、上級幹部の重複している科目を統合いたしまして、係長職以上の職員を対象として実施しているところでございます。

次の8ページ目をごらんください。

特別教育でございます。

これにつきましては、はしご自動車、ポンプ操法、都市型救助、水難救助、大規模災害広域応援指揮課程を実施しているところでございます。これにあつては、都道府県の消防学校の地域の特性を考慮し、特別な目的のため実施するものであります。

なお、大規模災害広域応援指揮課程については、札幌市と共同開催しているところであり、これについても広域応援活動に対する図上訓練や実動訓練の実施の検討が必要であると考えております。

一番下ですけれども、MC関係特別教育ということで、ビデオ硬性喉頭鏡講習、処置拡大2行為講習を実施しているところでございます。

消防団員教育については、基礎教育と幹部教育、特別教育を実施しているところでござ

います。

なお、専科教育の警防科、機関科については、毎年実施している消防団員現地教育の指導項目にしておりますので、これについては実施をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○細川座長 ただいま教育訓練のあり方、国の基準との比較についてご説明がございました。

ここで、構成員の皆様方お1人ずつから、課題やご意見等があれば承りたいと思っております。

まず、消防協会様からよろしいでしょうか。

○林 私どもでは、消防団とか自主防災組織を中心した授業を多く実施しておりますけれども、消防団の教育について言いますと、現地教育訓練が一般の団員の方々が多く参加できるということで、重要だと考えており、その中で、消防学校から講師を派遣していただくなどのご協力をいただいております

今後、消防学校の充実、いろいろな施設の整備をしていく段階で、人的なものも非常にタイトになってくるのかなと考えております。その辺の消防団に対する教育についても十分に対応できるような、これは人員体制の話になってくるのですけれども、人員確保と、地域でのカリキュラムに対するご支援を充実させていただくとともに、やはり地域のほうでは、火災のことも必要ですが、水防といいますか、異常気象に伴う出動がふえておりますから、そういったものも盛り込んだ形での対応ですね。

また、消防団員を含めた、8ページに書いてありますけれども、過疎化、高齢化が進んできて、消防団員の確保が難しくなっている中で、行政消防団員や学生消防団員、機能別の消防団員といったものを導入して消防団員を確保している中で、そういった方々に対応した教育の充実が非常に大事だと考えております。

○基丸谷 消防学校で計画されておりますカリキュラムに沿って教育いただいているわけですが、私ども釧路市の道東地区、北海道の東部に渡るところで12消防本部あるのですが、この区域は、北海道の3分の1強と、2分の1弱を占めるという特殊性がございます。また大きい消防本部も地域性があります。

実は、陸上特殊無線技士の資格を各消防本部で取るとなると、地元から離れて資格を取りに行くために派遣しなければならないといった事情がございますので、昨年度、道東地区の総意として、消防学校さんをお願いをした経過がございます。

それを経まして、消防学校さんでカリキュラムを一部変更して、今年度は試行的に初任教育の過程の中でやっていただけるという経過がございます。これは、私どもとしては、本当にありがたいことで、消防本部の実情を聞いていただいたということでございます。

いろいろなことがあるのですけれども、地域性もありますので、よろしく願いいたします。

○吉野 教育訓練のあり方ということで、今、釧路の消防長さんから地域の実情を踏まえ

てカリキュラムを………ということで、ありがとうございます。

旭川市としましては、近年の火災件数の減少ということがあります。火災件数の減少自体は………なのですけれども、その反面、若年層の現場経験が非常に減少傾向にあります。安全管理を含めた災害対応力の低下といった点については、各本部同様だと認識しております。こういったカリキュラムをいろいろ組んでいただいているのですけれども、実践的な教育訓練を重視したカリキュラムにさせていただきたいと思っております。

また、旭川市からも派遣教官ということで出させていただいておりますけれども、それぞれのカリキュラムごとに講師を派遣している状況です。今後、可能な限り協力はさせていただきたいと思っておりますので、そういった実戦的な教育をお願いしたいと思っております。

○土田 今、教育訓練のあり方についてご説明をいただいたところです。

こちらの資料を見せていただきますと、未実施の講習もあれば、国の基準を上回っている充実した講習もやっていたという状況が確認できたと思っております。

何年か前に、私の記憶では、各市町村の消防本部に消防学校の教育に対する希望調査をした記憶があります。それを受けて学校のほうでいろいろとカリキュラムをつくっていただいたり、特別教育をしていただいた記憶がありまして、私どもとしましては、各消防本部にあったニーズに合った教育をしていただいているのかなと非常に感謝を申し上げております。

ただ、今、釧路市や旭川市からお話があったように、それぞれの消防本部で抱えている課題に違いがありますので、それを全て学校のほうで網羅して、全ての交渉をやるのは無理だと思っております。

その辺の考え方も含めまして、このあり方検討会の中で話し合いをさせていただければと思っておりますし、先ほどご説明がありましたように、教員の数の関係で、基準より2人少ないということですから、これ以上教育を充実させたりすると、当然、教員の数が今の状況でいいのかということもありますので、その辺の具体的な内容をこのあり方検討会の中でお話しさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○寺島 消防本部の釧路、小樽、旭川さんは北海道の地域の特性として、苫小牧もそうですけれども、それぞれの災害の態様が違います。また、各消防本部の体制も違います。そんな中で何が必要かというところは、いつも消防学校をお願いしているのは、初任教育での消防士、ソフトの面を中心にしっかりとした対応をしていただきたいというところがあります。

まして、消防隊は、今お話がありましたように、火災等も減少し、そこで火災に対しての対応力などの経験をさせることが現場ではなかなか難しいということがありますので、その辺は国の基準にのっとった形で体制を整えていただければと思っております。

その中で消防の専門性がすごく高くなってきていると思います。

赤の消防士、白の救急ということで、救急に関しては救急救命士法が平成3年に確立されて、今や、気管挿管、また、これから拡大の処置もいろいろと考えられているところで

ございますので、そこは両立した形でやっていただければと思っております。

話がばらばらになってしまいましたけれども、北海道の地域性を鑑みて、消防学校のあり方については、苫小牧市としてもいろいろと協力していかなければならないと考えております。

○佐々木 函館市では、………新規採用者は高いレベルで横ばいになっておりまして、職員のおよそ4割が30歳未満の若年者で構成されております。

現場では、新規採用された職員に指導を行う先輩も現場経験が乏しいため、効果的な指導を行えない現状にあり、職員の育成にも苦慮しているところでございます。

消防学校には、専門的分野の知識や技術の習得に期待する面もありますが、基礎的知識と技術を習得するための初任教育課程の充実を図り、指導的立場となる職員に対しては、専科教育の中で安全管理に関する教育などを徹底することが重要であると考えております。

○輪島 札幌市消防学校の輪島でございます。

札幌市消防学校は、各消防長さんからお話があったとおり、各項目ごとに災害対応が違うということがあります。

特に、札幌は、その中で、都市型災害もふえる傾向があるということ、平成11年に札幌市独自に学校を開設されております。

それから約半数以上が入れかわっているのですが、どこの消防本部でも抱えている問題と同じように、平成21年以降は札幌も火災件数が減少しておりまして、なおかつ、経験を持った方がだんだんと大量退職していくような状況にあります。

ですから、国も強力に進めているように、どのように技術継承するかという問題がありまして、特に初任教育の中身も、北海道さんで考えているのと同じように、どのように技術継承していくかという中身は色濃くやっていかなければならないと考えております。

また、各専科についても、それぞれ学校教育をやっているわけではなくて、技術訓練校として、いろいろな過程の中で、そういうものを取り入れながらやっている状況です。

ですから、今後の教育訓練の中では、北海道も札幌市も抱えているのは、どのように技術継承していくかというその手法を教育課程カリキュラムの中に入れていかなければならない、これが大きな課題かと思っております。

それぞれ協力して課題に向かってやっていかなければならないと考えております。

○細川座長 ありがとうございます。

消防大学校の近藤様。

○近藤 前の議論に対する質問になります。

実践的訓練施設のところで、例えば、ホットトレーニングのところ、今、夕張市にそういう施設があって訓練をされているということです。これは新しく施設をつくるということになるのでしょうか。

○事務局（伊賀） 説明不足だったのですが、夕張につくっている施設につきましては、実践的な訓練施設のうちの実火災体験型訓練施設ということで、煙と熱を体験するだけの

施設でございます。実際に消火もする施設は、模擬消火訓練装置と消火訓練施設という国の基準にあるものがないということです。実火災に向けて消火体験ができる施設がないということです。

今後、実践的な教育訓練をするためには、そういう施設も検討していかなければならないということでございます。

○近藤 消防大学校におきましては、ホットトレーニングの施設は1基だけございまして、先ほどの映像にありましたけれども、ほかの消防本部にもあるようなものですが、そういうものをつくるということですね。

○事務局（伊賀） ホットトレーニングは、簡易型ですが、ほぼそのような機能があるものですから、どちらかという、消火の訓練ができる施設をまず優先に今後検討していきたいと考えております。

○根本 私は、この中では、唯一、消防の専門ではないので、どういう話になるかどうか不安はあるのですが、まず一つは、先ほど消防学校様に見せていただいて、初任教育の中で、消防士として活躍するに当たり、その方一人一人の安全を自分自身がまず確保するための教育機関であると受けとめました。

その意味では、今回の消防学校の現状を先ほどご説明いただきましたが、若年層がふえて今までの経験が少ないということを踏まえたと、経験がない分、さまざまな新しい資機材と、実践が難しい部分をさまざまな機材によって訓練施設として経験を積ませるといふ実践的なものにしていただくことが、この端境期となる年代交代の部分で必要ではないかと感じました。

その意味では、訓練施設の充実を図らなければいけないことで、昔の施設のままでなく、さまざまな新しい取り組みも必要になるのではないかと考えます。

そして、さまざまな訓練をする上で必要なことを実践の場であると感じます。そのためには、先ほどのご説明にもありましたとおり、市町村からの派遣教育ということで、実践の場で活躍されているさまざまな優秀な人材の方が教官として携わるとお聞きしました。

その意味で、道内530万人が住民の皆様の安全を守る上で、たけた教員を消防学校の中に置いていただくことが非常に重要であると思っておりますので、各市町村の消防本部ですね。今回、さまざまの優秀な教員を送り出していただくことも大事な作業になると考えます。

今、さまざまな消防訓練の方からお話がありまして、北海道はほかの都府県とは全く違う地理構成にあると思っております。これは、災害の事案においても同じだと思います。火山であったり、津波だったり、地震、洪水、大雨などさまざまな事案が地域によって異なりますので、そういうものを踏まえた教育体制ですね。さらに、この資料の中では、消防職員教育と消防団教育と分かれておりますけれども、ここに地域防災を踏まえると、自主防災組織の教育が入ってくる可能性があります。そうなりますと、消防学校の教員の数が本当にこれで足りるのかという論議も必要ではないかと感じております。

○細川座長 ありがとうございます。

私も元札幌消防署の端くれでございます。昔であれば、狸小路、すすきのがめちゃくちゃ燃えたという時代を経験しております。

私は防災にもかかわっておりますが、防災も危機管理も、災害対応、消防の活動を含めたということになると思いますが、これは経験が物を言う世界だと思っております。昨今入ってくる若い方々というのは、多分、昔であれば高校でキャンプファイアをすとか、火を燃やしてどれから熱いのかということを経験されたと思いますが、今はそれすらもしていない、火も扱ったことがないという方々が入ってきて、そういう若者が大きな火を消していくのかと思うと、相当実践的な訓練が必要ではないかと思っております。

それを経験できればいいのですが、先ほどからお話があるとおり、火災件数も減ってきて、大きく燃える箇所も減ってきている状況でございますから、OJTというか、現場の経験の中で先輩から教えられながら、怒られながら体験していくということがなかなか難しいということもありますので、どうしても実践にかなり近い形の初任教育の中でも経験が必要ではないかと思っております。

これは、皆さんがおっしゃっておられるとおりでございます。

そういったものを効率的にできる形が必要かと思っております。

構成員からお話ございましたけれども、ここでオブザーバーの方も見えられておりますが、ご意見等はございますか。

○小林 質問になると思いますが、初任教育を受けた方が消防署に勤務されて、次に警防科での小隊長の教育を受けるとこの資料にあるのですが、どれくらいの年数を重ねた方が消防隊長などになるのでしょうか。

○輪島 札幌の例ですが、大学卒業でしたら、消防士から2年で受験できますし、高校卒であれば4年です。その後は2年、2年なので、約10年ぐらいで高卒も含めて係長試験を受けられます。ですから、札幌はたまたま技術訓練校なので、その階級になったときには、……と訓練をしている状況です。

○小林 ありがとうございます。

自衛隊のやっていることの紹介ではないですが、先ほど函館市の佐々木次長からもありましたけれども、学校教育もそうですが、所属している部隊での維持というのはどこの組織でも課題なのかと思われました。

私ども自衛隊では、士という階級から曹という階級に上がるときに、陸曹教育隊という東千歳にある機関に半年間入るのですが、その間に教育訓練の指導法というカリキュラムがありまして、それを習うようにしております。

訓練の分析とか、部隊に何が足りないかを分析する方法とか、指導のコツといったものを、統計的というか、過去にずっと積み重ねてきたものを指導したりするような教育をしております。

ひょっとしたら警防科にもそういうことが入っていると思ったのですが、ご紹介まで発表させていただきます。



○細川座長 ありがとうございます。

ほかにオブザーバーの方から何かございませんか。

○野宮 市長会でございます。

この検討会にオブザーバーとしてお声かけいただき、ありがとうございます。

先ほど林様からお話がありまして、消防本部単位で、まさに……不足していたというお話がありましたが、……あったと感じています。今も、消防士でさえ火の扱いの経験がないという話に感銘を受けたのですが、まさに、今、なり手がいなくて……といったときに、消防団員の現地教育のあり方について、まさに救助の対象となるような住民と消防士の間に入るポジションの方の教育についても、今まで考えられなかったようなものが必要になってくるのではないかという気がしたものですから、ぜひそのところを考えていただければと思っております。

○寺中 当庁が直面しているのも似たようなところがございまして、現在のところ、巡視船の若手の乗組員が入ってきているのですが、中間が抜けております。余り外向けには言っていないのですけれども、二極化している状況をどうするかという問題があるのは共通かと思えます。

そんな中で、教育に関しては、当庁としては教育機関が2カ所あって、そのほかに分校も2カ所あって合計4カ所でやっている状況だったのですが、それに関してはここ何十年か同じ体制をずっと続けてきた状況でした。

そういう中で、国としての当庁のニーズが高まってきたというところもありまして、それをカバーするためには若手をどんどん入れていたのですが、とても追いつかない状況になってきております。それを現状のままにしていたところの影響が今出てきている状況です。やはり教育の面には必要な予算を講じて施設をつくっていくことは重要ではないかと感じております。

分野は全く違うのですが、航空要員の養成にこれから着手して行って、九州のほうに基地を一つつくって、教えていく体制を整えつつあるところですが、これも全く新しい分野ですので、教える側の教育から始めなければならないというところにあります。

そこに至る、本当に困る前にとれる手段をとっていく、求めていくということが大切ではないかと思っております。

ですので、先ほど画像で拝見しましたけれども、ドローンなどの分野も積極的に取り入れられている体制については、こちらも見習うべきところがあると感じておりますし、当庁で苦勞している面は、今後のお話の中でご紹介させていただければと考えております。

今後とも、よろしく願いいたします。

○細川座長 どうもありがとうございます。

ほかにご意見などはございませんでしょうか。

皆様方からたくさんの意見をいただきました。これらにつきましては、事務局で整理していただき、次回の検討会でまた方向性等について意見交換を行いたいと思っております。

それでは次に、消防学校施設のあり方について、事務局から説明いただきたいと思えます。お願いします。

○事務局 それでは、消防学校の施設のあり方について説明いたします。

資料の9ページの資料4-1をごらんください。

消防施設の状況について、国の基準との比較ということで、施設の有無と現状でございます。

大教室、放水訓練用施設、消火訓練施設については北海道にありません。水難救助訓練用施設については北海道にございます。実践的関連施設については、真ん中の実火災体験型訓練施設については、科目によって実施をしているところです。その下の他の洗浄乾燥室については、ないものとなっております。

続きまして、他県の状況でございます。

……愛知県から北海道に流れております。この施設の学生数や設置年月日が書かれております。下の方については、模擬消火訓練装置欄の神奈川県、富山県、福岡県は実火災消火訓練施設を設置しております。

ご説明は以上でございます。

○細川座長 ありがとうございます。

緊急消防援助隊についてもご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○事務局 それでは、緊急消防援助隊の活動拠点施設について、10ページの資料4-2をごらんください。

緊急消防援助隊の活動拠点施設ということで、必要な活動部隊への後方支援機能を担う広域的な総合進出拠点機能と書かれております。

拠点施設のポイントですが、利便性、耐震性、施設面に分かれております。

一義的な進出拠点、後方支援物資の確保・供給という観点からアクセスが容易であることが望ましいということです。

耐震性については、災害に耐えられる施設であることが必要ということです。

施設面では、必要なエネルギー供給機能があることが必要ということです。

続いて、消防学校一体型となっております。これは整備のイメージです。一般的に立地条件にも恵まれ、日ごろの訓練等を通じて平常時の施設設備や備蓄資機材の維持管理を行えることから好条件がそろっていると言えます。

特徴ですが、消防学校は宿泊施設がそのまま応援部隊の宿泊に使用可能であるということです。生活関連施設も整備されております。燃料等の備蓄物資を平常時にも扱えます。また、大型資機材を訓練時に使用できることと、災害時にも使用できるだろうということです。

2番目の他県の状況です。

これは、先日、他都府県の消防活動に対して緊急消防援助活動拠点に関する調査を行った結果でございます。

まず、緊急消防援助隊の活動拠点の位置づけということで、これは計画などがあるかということ。あるという学校は29校。なしは17校になっております。

施設及び設備内容については、災対本部作戦室が28の消防本部にございまして、ないところが1です。

ヘリコプター駐機は25がありで、4がなしです。

非常電源については、22のところであり、7のところではなしです。

備蓄については、ありが14、なしが15です。

災害活動用資機材等の整備については、ありが18校、なしが11校となっております。

また、3番目の北海道胆振東部地震における消防学校の活用ですけれども、北海道広域応援隊、道央地区の石狩・空知・後志管内の広域消防応援隊の集結施設として事前の調整会議を実施したほか、学校の燃料を補給するなどの活用をしております。

緊急消防援助隊については、仙台市や埼玉県の航空隊宿泊及び横浜市の中継場所として、活用するものでございます。

説明は以上でございます。

○細川座長 今、施設のあり方、緊急消防応援隊の拠点機能等につきまして、資料に基づいてご説明がございました。

ここで、構成員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

まずは、消防協会様からよろしくお願ひいたします。

○林 施設のあり方についてですが、今の学校は五十何年前にできたということだと思いますが、この際、これだけ災害が多様化して、実際に災害現場では消防職員、消防団員が中心となって活動するという状況の中で、ここで国の基準に全く沿ったものが整備されていない状況は非常に嘆かわしいことだと思うのです。

ですから、この際、きちんと施設の整備を進めて、今後、20年、30年、新たな災害対応が出てきたときに対応できるような余力を持った施設整備をきちんと進めていかなければならないのではないかと考えております。

○基丸谷 先ほどの教育訓練のあり方とも一部重なりますが、私どもは、再任用職員を含めて平均年齢は36.3歳という状況です。一方、火災件数も平成に入りましてから半減している状況です。そういうことを考えますと、実火災を経験している者が非常に少ないです。

釧路市におきましては、コールマインという施設がございまして、担当なのですが、その模擬構造の訓練施設を借りて、実際に木材を燃やしたり、240メートルあるのですけれども、迷路になっていたりします。そういう施設を借用することができる環境にはあるのですけれども、私ども道東地区の中でも、消防本部がそれを使えるわけではありませんので、それを考えますと、安全管理が一番重要だと考えておりますが、消防学校で反復訓練を重ねて、十分経験を積んで、地元に戻ったときに……こういう施設は絶対に重要だと思っているところでございます。

また、訓練に伴いまして、隊員個人個人に疲労が残らないように、快適な環境ということも考えますと、乾燥する施設があったりということも備えていただきたいと思いますっております。

○吉野 他県の訓練施設の状況という表見ますと、北海道と余りにも違う状況に驚いております。

先ほどの意見とも重なりますが、火災件数の減少ということで、実践的な教育についてのお話もありました。先ほど座長からお話がありましたように、私は昭和50年代に消防に入りましたが、そのころ、旭川市において火災件数は250件くらいありましたが、現在は4分の1もないくらいです。……訓練をしてきたわけですが、実火災を通して安全管理の技術を学んできた時代でした。

それから平成に入り、火災件数がだんだん減少ということで、いわゆる現場を見るという実際の経験がなくなってきております。

一番ネックなのは、若手の指導に当たる30代、40代の中堅クラスの職員が……と思っております。少し前までは、訓練棟などで実際に火を燃やして火災の訓練をしていたわけですが、近年、環境問題の話などいろいろなクレームもあって、それもできない状況にあります。

そういったことで、先ほど説明がありましたけれども、基準の中にある……実火災訓練施設といった施設を充実していただきたいと思いますと考えております。

また、緊急援助隊の活動拠点ということでは、先ほど、今年の……ご紹介がありましたように、……という説明がありました。北海道は余りに広過ぎまして、全ての地域……その中で同じような活動というのは難しいところがありますけれども、当然、学校施設としてそのような位置づけをしていきたいと思っております。

○土田 今、二つほど説明がありました。

まず、施設のあり方ですけれども、今、旭川の吉野消防長からお話がありましたけれども、ある意味、私も消防学校の卒業生ですが、……ここまで会議をしているのかなというところを改めて認識しているところでございます。

皆さんから一致したご意見をいただいているのですけれども、実地的な体験というのは、火災が減少している中で、どうしても乏しい、それによって事故が起こることがあります。先般も……の火災で重傷者が出ておりますけれども、非常に大きな問題だと思っております。

一般的な火災で言いますと、新しい消防を志す職員は、火が恐ろしいという概念を持って入ってくるのですけれども、本当に恐ろしいのは火ではなくて煙だということも、実際に体験してみなければわからないところがありますので、実践的な訓練施設については、今回の施設整備に合わせて整備をしていただきたいと思いますと思っております。

また、緊急消防援助隊の活動拠点の話ですが、今ご紹介があったように、私ども道央地区には19消防本部ございまして、訓練、胆振東部の関係で学校等を利用させていただき

ました。

当然、我々、緊急消防援助隊が行くときには、寝る場所や食事は自前で、自衛隊さんは特にそれが……ですけれども、我々も被災地に入ってそこで用意していただくわけにはいきませんので、そういうものは当然自前になります。野営するにしても、グラウンドがあって、テントを張ると。学校の生徒さんが非常に少ないときには、宿泊施設を利用させていただけるという状況も考えますと、ぜひ、緊急消防援助隊としての活動拠点の機能も生かしていきたいと思っております。

旭川市の防災センターを拝見しましたがけれども、車庫がシャワー室になっていたり、体育館の壁からベッドが出てきたりということで、有事の際に機能を持った拠点が整備されておりました。

ぜひ、そういう形をベースに、可能な範囲でやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○寺島 今まで、各消防長さんがおっしゃられたとおりですが、やはり北海道の地域性等々、今の災害の状況、我々が消防に入ったときのそれぞれの消防本部が違う対応、違う経験、まして、火災を経験したことがない職員もおられます。

その中で、今、若い消防士を育てるに当たって、国の基準に合った施設があれば本当に教育ができるのかと思います。

育った環境が我々とこれから入ってくる若手とは若干違いますので、その時代に合った教育を進めていくべきかと思っております。

また、緊急消防援助隊の活動展開の関係につきましても、私ども苫小牧としても拠点として受け入れの体制は備えておりますが、これから予想される首都直下や南海トラフということがあったとしたら、北海道から行かなければなりません。地理的に、江別というところは、道北、道西からそれぞれ集まってきたところで、環境的にはちょうどいいのかなと思っております。

そこで、小樽さんも港を持っておりますので、それぞれ協調しながらできれば素晴らしいと思っております。

○佐々木 全国的にも災害が減少する傾向にある中、繰り返しになりますが、現場経験の少ない若年層に対する教育訓練の充実が求められている中で、現場対応型の施設や研修がこれからますます重要になってくると思います。

地域格差が生じないように、国が基準で示す消火訓練施設など、実践的な訓練施設を整備していただきたいと思っております。

また、あわせて、衛生管理上の観点からも、洗浄乾燥室の整備や寮の施設の充実もあわせてお願いしたいと思っております。

また、緊急消防援助隊の活動拠点施設ですが、胆振東部の地震の際、広域応援隊が集結場所として活用した実績からも、活動拠点施設の機能が必要であると考えておりますので、今後、校舎の整備に合わせて検討していただきたいと思っております。

○輪島 北海道消防学校さんと同じように、札幌市消防学校も施設については本当に老朽化しております。実は、学校が平成11年にできたとしても、その前身である訓練所は昭和50年代にできております。ですから、施設は全て40年以上たっているような状況です。

ただ、その時期は、皆様ご存じのとおり、いろいろなインフラが一斉に建っているのに、なかなか更新ができないということが状況がずっと続いておりました。結果的には北海道さんと同じように、今、耐震補強は50年から60年にしなさいと言われて、保全事業が延ばされてきております。

ただ、今、ほかの消防長さんがおっしゃったとおり、人材育成に欠かせない施設であるからこそ、育成には時間がかかるので、それには施設も必要だということを強く要望していただきたいですし、私どもも要望します。その上で整備していただきたいと思っております。

その際には、必ず北海道との役割分担がどうなのかということは常に言われます。私どもも……の学校でありますので、北海道さんとも連携をとりながらやっていきたいと思っております。

先ほどから皆様からお話がありましたとおり、平成27年以降、火災現象が減っておりますが、私どもも若い職員が約600人ほどいるのですが、ほとんど火事を消せないというか、災害経験のない者がふえてきております。

私どもも、北海道全体と同じように、煙が怖いものですから、火と煙、熱と煙を体験させて、それを教えた現場経験のたくさんある方々がだんだん辞めていくものですから、今、この時期を逃してしまうと、教える人もいなくなってしまうのです。ですから、やはり早期に、施設あるいは今知っている人の中で進めていただきたいですし、私どももやっていきたいと思っております。

緊急消防援助隊の関係については、私どもの例でいくと、東日本大震災のときに派遣になったときに、燃料が非常に不足していたということがございました。

先ほど根本教授がおっしゃったとおり、北海道で何かが起こると、他県から応援が来るにも相当な時間がかかって、自賄いするとなっても、燃料がないのです。

この間のブラックアウトのときも、その経緯でつくらせていただいて、自家発電もついて……なので、……燃料補給にも出てやってみました。

協定を結んでいて優先的に入れるといっても、そこには市民、道民がいて、そこに消防自動車なり救急車なりが割り込んで入るといことはなかなかご理解をいただけないですから、私どももそういうものをつくらせていただいて非常に助かったと思っております。これは、非常に有効に働いた奏功事例です。

いずれにしても、若年層の育成に伴う施設整備については、大きな課題があるので、それを念頭にご検討いただきたいと思っております。

○近藤 今日、根本先生と施設を見させていただいたのですけれども、施設の中につい

ては、きれいにしていて、しっかり施設整備もされていると思いましたが、確かに手狭になってきていると思います。また、大教室もないということですので、ぜひ施設を整備していただきたいと思いました。

また、救助隊の活動拠点施設につきましても、北海道胆振東部地震において活用されたということですので、この際に進めていただければと思いました。

○根本 先ほど、一緒に見させていただいたときに、大教室の部分について、140名の講堂がないので、わざわざ70名ごとに分けて同じ講義を2回されるという話を伺いました。

それを考えますと、……を使うことによって先生方の負担も軽くなりますし、新しいこともできるようになると思います。

先ほど、災対本部をつくるということに当たっては、人がたくさん集う場所になりますので、いざというときに、この大講堂のような空間がつけれるといいと思いますし、道庁の危機対策の本部と消防学校の大講堂が結ばれるような仕組みができ上がると、道民の皆様方への……の貢献ということで、間違いなく、つながりができると思います。

もう一つは、少子化の流れを受けて、若者をつかまえようとしてもなかなか難しい時代が直近でやってくると考えております。

これは、自治体も女性の自衛官をどんどんふやしているとお聞きしております。

恐らく、この消防もしくは救急の世界でも女性の登用はこれからもっと増えてくると感じると、消防学校の中での学生寮や、さまざまな場所での女性への配慮を更にしていただいて、男女分け隔てなくしっかり学べる施設にさせていただけるといいと感じております。

また、先ほど話がありました煙の関係もそうですが、今、一般市民への教育の中で優先度が一番高いと思うものは一酸化炭素に関する事案です。

今、自家発が自宅で装備されてしまいましたので、万が一、冬場は寒いから、中において回そうとか、近所の迷惑になるから中で回そうなどということが起こりますと、一酸化炭素中毒が出る危険性はかなりあると思います。

そういったことをどんどん啓発ができるように、これは消防本部の皆様方のご助言が必要だと思いますけれども、北海道民の安全を守る設備として、さらにグレードアップしていただきたいと感じております。

先ほど、消防学校の施設のところでいきますと、備蓄のところには燃料の備蓄が可能であるように、もしくは、非常用電源も、最大限、電源の保持ができるように、現在はバツになっているところが丸になるようにしていただきたいと思います。

最後に、消防学校が基地として動くということを考えると、一番大事なのは、江別の現在の立地の安全性ということになると思います。

これについて質問ですけれども、ハザードマップ上やさまざまところで、あの場所は適地と考えていいのでしょうか。

○事務局 土地の安全性につきましては、江別市のハザードマップに依っているところで

す。当然、江別の中では、非常広大な土地でございます。

ですから、浸水エリアとか、崖もないので、急傾斜地による土砂災害が心配されるような土地ではないということで、一応、ハザードマップ上は安全な場所となっております。

○細川座長 私からですが、施設のあり方について、先ほどから、特に火と煙については重要ということでございまして、そのとおりです。

そのほかに、水難も含めてさまざまな訓練を今実施されているし、これからも充実強化をしていかなければならない中で、夕張で一部やられているとか、プールを借りて水難の訓練をされたということも一方ではあります。

ですから、学校の敷地の中でしっかり整備をしていくものと、一方では、いい場所に効率的に借りられるのか、費用も安い場所なのか、そういったことが可能なのであれば、学校の敷地の中の整備と表を？借用しながらの運営という二つのことが出てくると思いますので、その辺の整理が必要かと思えます。

また、緊援隊の基地ということもありますが、実際には、災害派遣のときには緊援隊だけではなく、自衛隊の災害派遣隊、警察の広域応援隊ということで、道央ですから海保さんは来る場面があるかどうかわかりませんが、そういうことも含めて意識しておくことが必要かと思いました。

構成員からご意見を賜りました。

オブザーバーの皆様から、この件に関しまして何かありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○細川座長 なければ、次に参りたいと思えます。

次は、(3)の組織体制のあり方について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(伊賀) 11ページの資料5をごらんください。

組織体制のあり方についてでございます。

当消防学校の教官の状況等についてですが、枠の中でございます。

平成30年度における教官の実配置数は、国の算定基準では16名ですが、道の学校では14名しか配置されて、特に新任教育の安全管理や教官自身の安全衛生面で十分とは言えない状況が生じております。

(2)ですが、プロパー教官の年齢構成が近いということもあり、将来的に退職時期が重なることや、今後の教育訓練自体のあり方を踏まえて、派遣強化の一層の活用について、将来に向けた検討が必要であると考えております。

(1)の教官の基準についてです。

改めてですが、平成27年3月に国の基準が改正されました。

従前の年間平均在籍学生数に基づく算定方式から、最繁忙期の学生数に基づく算定方式に変更されております。学生の安全管理を行う十分な人員を確保するという観点でございます。

表につきましては、先ほどのお話の中にあつたように、平成30年度につきましては再



繁忙期のニーズがもう確定しているということでございます。

現状につきましては、表をご覧ください。

合計のところですが、14名の教官に対して、一番右の国の基準ですが、16名となっております。

この算式は、学生数、これは最繁忙期の学生数でございます。下のほうにアスタリスクが三つありますけれども、真ん中の計算になります。

初任（前期）は144人、救助42人、火災調査36人というのが重なった時期です。

これに、国の計算上、0.09の係数を乗じまして、学生数のニーズによりまして補正の数値の基準があり、90人以上ですと0.8ということで、計算した数字の端数を切り上げると16名ということでございます。

アスタリスクの一番下ですが、道内消防からは前期入校の要望が高く、今後も前期は定数割れするという事はほぼ考えられない状況で、当面の間は、最繁忙人員の減少は見込めない状況ということでございます。

その次の表は、平成30年度における教官1人当たりの受け持ち学生数（最繁忙時）でございます。

今年度の6月に全国に聞き取り調査を行いました。

北海道につきましては、222人を教官14名で割って15.85人、3人以上の差がございます。

（2）道職員教官と派遣教官の割合でございますが、下の表をご覧ください。

北海道につきましては、プロパー8人、派遣6人の57%です。全国平均につきましては、プロパー教官の割合は39%でございます。東京は教官60名全員がプロパーという状況もございますので、これを除く全国平均になりますと、プロパー教官は30%ということです。プロパー教官の割合が50%を超える都道府県は、12団体ですから、4分の1程度となっております。

こういう状況を踏まえながら、今後、派遣教官の一層の活用について研究していくことが必要と考えております。

2番目は、道組織における消防学校の位置づけでございます。

消防学校の設置根拠等を（1）（2）で掲載させていただいております。

2枚目の表をご覧ください。

現状の道の組織における北海道消防学校の位置でございます。

消防学校の頭には、組織上、総務部長が来ます。

また、危機管理監、危機対策局長、特にその下についている消防担当課長、消防グループ、ここの業務上の連携が必要に深く、あとは防災航空室という中で、この組織では業務上の不都合が生じている状況でございます。

私からは以上です。

○細川座長 ありがとうございます。

ここでも構成員の皆様からご意見を賜りたいと思います。

消防協会様からお願いいたします。

○林 1点確認ですが、今の説明ではプロパー教官をふやしていく方向でとおっしゃったのですか。

○事務局（伊賀） ごめんなさい。派遣教官の活用についてです。

○林 施設の充実についてですが、先ほどお話が言ったように、実践的な教育ができる現場に近い方々を教官として確保していくことが必要となれば、やはり、市町村において教官が必要となってきます。

そうなりますと、独自の何らかの、当然、現場は少ない人員でぎりぎりまで運営されている消防本部が多いと思うのです。どうしても、そここのところに、具体的なものはないので、そこを考慮して、各消防に協力を得られるような支援のシステムを考えていかなければならないと思っておりました。

もう一つは、市町村の現場の経験が豊富な方々の活用という意味で、例えば、トヨタなどは職員経験を継承するために、そういう方々に教える場をつくったりということをしています。

そのように、市町村の仕事を定年退職された方々について、もうやっているかもしれませんが、消防職員の新人の教育の場に対して交付金をいただけるような仕組みを考えていくことも必要ではないかと思えます。

○基丸谷 初めのほうにお話をさせていただきましたが、現状では、国の基準から言うと2名足りない状況です。

また、今後、さらにカリキュラムを充実させることも考えておられるということですが。現状、派遣の強化につきましては、2年のサイクルです。これも、2年でいいのか、3年いなきゃだめなのか、いろいろなことを含めて考えていかなければならないと思っているところでございます。

私ども釧路市としましても、過去に………ということもあったのですが、今後も、北海道の消防学校を充実のために協力していきたいと思っているところでございます。

よって、国の基準どおり、16名を目指していただきたいと考えているところでございます。

○吉野 教官が基準より2名少ないという話ですが、それについては今回の説明で大分わかりました。

プロパー教官と派遣教官の割合というものがありましたけれども、現在、各地区、市町村本部で………協力し合って教官を派遣している状況です。

旭川市も過去からずっと派遣してきておまして、今、2年がいいのか、3年がいいのかという話もありましたけれども、行っている職員と話を聞くと、2年だと、1年目はわけのわからない………次の年に終わってしまうので、できれば3年がいいなという声を聞いております。

そういった声は聞いているのですが、すぐさま派遣教官をふやすということは現在の体制では難しいと思っております。学生数やカリキュラムに応じた適正な人員配置ということも検討していただきたいと思っております。

○土田 組織体制のあり方ということで、当然、皆さんからお話があったとおり、教官の数ということは、前段の議論でありましたとおり、施設をそれなりに整備するということになると、当然、人というものがついてきますので、施設だけ整備をして教官数が足りなくて十分な教育ができないというのは本末転倒ですから、ぜひ、施設を整備するに当たっては、教員の数も当然増員していただきたいと思っております。当然、それが安全管理につながりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

最後のプロパー教官と派遣教官の考え方ですが、これから道内の各都市の人口が減っていき、それぞれの市町村の中で、職員数の問題がこれから増えてくると思っております。

仮に、職員数を各消防本部で人口減に比例して減っていくとなると、職員を学校に派遣できるのかどうかということもなかなか難しい問題になってくると思っておりますので、プロパー教官ではなくて派遣教官を多く活用したいという学校のお考えは重々わかります。その辺も、長期的な考え方からすると、視点としては見ていかなければならないと思っております。

○寺島 それぞれの消防長さんが話しされたとおりです。

環境が整った中で、その環境を利用しながら、どう押し上げていくかということだと思います。現状の流れとして、市職員については減少しながら、いろいろな部門についてはできるところで、指定管理者制度等をやっている中で、全国的には消防職員の数はふえている状況にあります。

今後、人口減に対して、地元をどう守るか、国をどう守るかという問題になるかと思いますが、地元職員数も鑑みて、教育的にはプロパーであり、派遣職員であり、人は十分いたほうが良いと思いますけれども、その辺の情勢を踏まえながら考えていくべきだと思います。

○佐々木 教官の不足は、教育レベルの低下や職員負担の増加を招くことから、早急に補充すべきだと思います。

当市でも、継続して教官を派遣しているほか、専科教育などにおいても講師派遣や技術支援を行っておりますが、今後とも必要に応じて可能な限り協力させていただきたいと思っております。

ただ、せっかくの機会ですので、一言、言わせていただきたいのですが、派遣教官に行きたいという者はかなりおります。ただ、実際問題、地元からは通勤できないということで、学校付近に賃貸住宅を借りて居住するということになります。経験豊富な30代から40代の者が教官として出るわけですが、この年代の者は、既に結婚して、地元に分家の家を持ってローンを払っているという状況がある中で、住居費の二重出費がネックになって、声をかけても断られるということが出ております。

この際、無理かもしれませんが、消防大学の敷地内に寮がございますけれども、このようなものも考えていただければと思います。

○輪島 札幌市消防学校も、役員となる私を含めて18名でやっております。ただ、北海道も同じように、全て同じ、教官ばかりではなくて、派遣のほかに誰かに来ていただいていますよね。

結果、私どもの消防学校も17名でやっていたのが全部できなくて、………の大半は経験ある職員が………教えている形です。

結果的には、将来、自分の部下になる者の人材育成をするというのが上司の仕事ですので、それを職業訓練校でやっております。その意味でいけば、ほかの消防学校の派遣強化の意味に通じます。ただ、現状、プロパーの方がいらっしゃるの、プロパーと派遣の割合をご検討していったら、災害対応に合った部分は、現場経験豊かな教官が来るということは、それに伴う教育もできますので、基軸となる道の職員もいなければならないですし、その辺の検討を進めていただきたいと思います。と思っています。

札幌は、11年以降は、私も北海道消防学校の卒業生ですが、道の消防学校で育った人間としては、道がよくなれば札幌もよくなるものですから、その辺の充実を引き続きお願いしたいと思っています。

札幌も、派遣については、この間お話ししたとおり、検討している状況です。

○近藤 教官数の基準につきましては、国の基準が変更されているということで、現に2名少ないという状況ですが、ぎりぎりの状況でやっているということなので、これは早急にふやしたほうがよろしいかと思えます。

ただ、いろいろ難しい面もあるのかもしれませんが、消防大学の状況を言うと、教官は全国の消防本部からいらっしやっています、敷地内に教官の宿舎がございます。単身赴任の方もいらっしやると思うのですけれども、2年間か3年間ほど、教官として来ていただいております。

それから、消防大学においても、教官はぎりぎりの状況と申しますか、大変そうだと申しておりますが、東京消防庁のOBの方も2人ぐらいいらっしやいます。その方は、経験が豊富なので、ホットトレーニングなどのお手伝いをいただいております。

○根本 私は、裏面の組織図について1点だけです。

今までの流れの中でこの組織図があると思いますが、消防学校長さんの上は総務部長であるということと、危機対策の中にある消防担当、もしくは防災航空ということでいきますと、消防学校の位置づけがやや難しいかと思えます。

また、先ほどご説明いただいたとおり、業務上の不都合があつてということでしたので、消防学校は組織図のままでいいのかどうかという議論を進めていただけるといいのではないかと思います。

○細川座長 教員につきましては、派遣、プロパーといろいろとご意見がございましたが、一番大切なのは安全管理の徹底です。これ確保できなければだめですので、最低限安全確

保ができる人員確保が必要だと思えます。

それから、プロパー派遣、外部講師、いろいろなパターンがあると思いますが、一番大事なことは、しっかり教える資質があるかどうかだと思います。

ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、高度な教育、特殊な教育を教えていくということですから、経験豊富な者も必要ですので、そういった方を常にそろえるのは難しいところがあると思いますが、それに見合った人材がいれば、派遣なりプロパーなり外部ということで、すぐに投入できる組織体制も必要ではないかと思っております。

この点に関しまして、オブザーバーから何かご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○細川座長 特になければ、最後の四つ目ですが、道消防学校と札幌市消防学校との連携についてご説明をいただきたいと思えます。

なお、この点に関しましては、時間の都合もごございますので、ご説明の後、ご質問があれば承って終了させていただきたいと思えます。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○事務局(伊賀) 資料6、13ページです。

道消防学校と札幌市消防学校との連携の状況について紹介させていただきます。

1番の経緯につきましては、先ほど輪島学校長からお話をいただきましたので、省略をさせていただきます。

2番の北海道・札幌市消防連携強化連絡会議の設置につきましても、資料2の中でご説明させていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

この連携会議の協議結果を踏まえて、その成果が下の表にございます。

三つの教育訓練が行われているということでございます。

一番上が初任教育合同大規模災害対応訓練でございます。

両校の初任学生が2日間にわたってこういう内容を想定して搜索訓練や長期にわたる負傷者の搬送訓練などを行っております。

下に、平成30年度の実績を記入させていただいております。本年度確定しているところのみ説明させていただきますが、8月1日から2日の両日に渡って訓練を実施する予定でございます。人数につきましては190名、道から139名、札幌市から51名となっております。女性職員も、道消防から13名、札幌市からも5名参加されると聞いております。

続きまして、専科教育、救急科でございます。

これは、道の救急科で要望が多く、かなわない場合に札幌市さんでその部分に対応いただいていたところでございます。

今年度につきましては、北海道の枠の中で対応が可能であるということで、今年度については、北海道内の消防本部は全て出動するというところでございます。

最後の特別教育大規模災害広域応援指揮課程でございます。

これは、道と市が大規模災害広域応援を組み入れた指揮課程を共同実施ということで、場所は札幌の消防学校と札幌の各署でございますが、今年度につきましても、第1回目と第2回目がございます、各々11月、12月でございます。第1回目につきましては25名、北海道から15名、札幌市から10名、第2回目につきましては27名、北海道から17名、札幌市から10名となっております。

私からは以上でございます。

○細川座長 ありがとうございます。

ただいま連携についてご説明がございましたけれども、皆様方からご質問等はございますか。

## 5. その他

○細川座長 事務局から、その他として何かありますでしょうか。

○事務局（伊賀） 先ほどお話をさせていただきましたが、改めてでございますけれども、次回第2回目の検討会を8月23日金曜日に開催したいと考えております。

詳細につきましては、別途お話しさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○細川座長 全体を通じまして、ご意見などがございましたら、よろしく願いいたします。

ないようですので、次回の委員会の中で、本日のご意見を踏まえながら、望ましい方向性等についての意見交換を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局 この会議につきましては、懇談会という形で議事概要を作成して公表させていただく形となります。議事録も作成して委員の皆様へ配付させていただきたいと思いますが、議事録につきましては、長時間となりましたので若干お時間を頂戴しようかと思っております。直近に議事概要を送付させていただいて皆様にご確認いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 6. 閉 会

○事務局（伊賀） 皆様、貴重な長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

また次回の開催につきましても、どうぞよろしく願いいたします。

以 上